



# 鳥取県公報

平成15年3月18日(火)

号外第19号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>条 例</b>	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(30)(県民活動推進課)..... 2
	鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例(31)( ")..... 3
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(32)(住宅環境課)..... 4
	鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例の一部を改正する条例(33)(生産振興課)..... 5
	鳥取県漁港管理条例及び鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例(34)(空港港湾課)..... 6

### ==== 公布された条例のあらまし =====

#### 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 事業報告書等の提出は、毎事業年度(現行 毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度))初めの3月以内に行わなければならないこととした。(第4条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、平成15年5月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

#### 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

- 1 非営利公益活動に、次の活動を加えることとした。(第2条関係)
  - (1) 学術の振興を図る活動
  - (2) 情報化社会の発展を図る活動
  - (3) 科学技術の振興を図る活動
  - (4) 経済活動の活性化を図る活動
  - (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (6) 消費者の保護を図る活動
- 2 この条例は、平成15年5月1日から施行することとした。

#### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事が指定した県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、ハンセン病療養所入所者等を加えることとした。(第7条関係)
- 2 境港団地を廃止することとした。(別表第1、別表第2関係)
- 3 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例の一部を改正する条例

- 1 平成15年4月1日以後の野菜又は花きに対する退職後継者等研修推進事業補助金の対象を市町村が実施する退職後継者等研修推進事業のうち平成15年4月1日前(現行 平成16年4月1日前)に交付決定され

た退職後継者等研修推進事業補助金に係るものに限ることとした。(附則関係)

- 2 この条例は、平成15年 4月 1日から施行することとした。

鳥取県漁港管理条例及び鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県漁港管理条例の一部改正

工作物の設置を目的とする漁港施設の占用の許可期間を5年以内(現行 3年以内)とすることとした。  
(第12条関係)

- 2 鳥取県港湾管理条例の一部改正

(1) 工作物を設置する場合の港湾施設用地の使用の許可期間を5年以内(現行 1年以内)とすることとした。(第4条関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 3 施行期日

この条例は、平成15年 4月 1日から施行することとした。

## 条 例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第30号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 法第10条第1項第2号八(法第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(役員の住所又は居所を証する書面)</p> <p>第3条 法第10条第1項第2号口(法第34条第5項において準用する場合を含む。)に規定する役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(事業報告書等の提出及び閲覧)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業報告書等の提出及び閲覧)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度)初めの3月以内に行わなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年 5月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第31号**

鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u></p> <p>(5)~(11) 略</p> <p>(12) <u>情報化社会の発展を図る活動</u></p> <p>(13) <u>科学技術の振興を図る活動</u></p> <p>(14) <u>経済活動の活性化を図る活動</u></p> <p>(15) <u>職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u></p> <p>(16) <u>消費者の保護を図る活動</u></p> <p>(17) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u></p> <p>(5)~(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成15年 5月 1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第32号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、知事が指定した県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p><u>(9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上道団地</td> <td style="text-align: center;">境港市上道町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地</td> <td style="text-align: center;">境港市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		上道団地	境港市上道町	略		名 称	委 託 先	略		渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市	略		<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、知事が指定した県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">境港団地</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">境港市上道町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上道団地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">委 託 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">渡団地 外江団地 弥生団地 境港団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地</td> <td style="text-align: center;">境港市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		境港団地	境港市上道町	上道団地	略		名 称	委 託 先	略		渡団地 外江団地 弥生団地 境港団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市	略	
名 称	位 置																																	
略																																		
上道団地	境港市上道町																																	
略																																		
名 称	委 託 先																																	
略																																		
渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市																																	
略																																		
名 称	位 置																																	
略																																		
境港団地	境港市上道町																																	
上道団地																																		
略																																		
名 称	委 託 先																																	
略																																		
渡団地 外江団地 弥生団地 境港団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市																																	
略																																		

附 則

この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第33号

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例（平成14年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～3 略</p> <p><u>（平成15年 4月 1日以後の特例）</u> 4 平成15年 4月 1日以後に実施される次の表の左欄に</p>	<p>附 則 1～3 略 <u>（平成15年 4月 1日以後の特例）</u> 4 平成15年 4月 1日以後に実施される果樹に関する退職後継者等研修推進事業、果樹園規模拡大等推進事業及び果樹作業受託推進事業に対するこの条例の適用については、第3条の表1の項中「退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」とあるのは「平成15年 4月 1日前に交付決定された退職後継者等研修推進事業補助金に係る果樹に関する退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」と、同表3の項中「果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村」とあるのは「平成15年 4月 1日前に交付決定された果樹園規模拡大等推進事業補助金に係る果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村」と、同表5の項中「果樹作業受託推進事業を実施する市町村」とあるのは「平成15年 4月 1日前に交付決定された果樹作業受託推進事業補助金に係る果樹作業受託推進事業を実施する市町村」とする。 <u>（平成16年 4月 1日以後の特例）</u> 5 平成16年 4月 1日以後に実施される野菜又は花きに関する退職後継者等研修推進事業に対するこの条例の適用については、第3条の表1の項中「退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」とあるのは、「平成16年 4月 1日前に交付決定された退職後継者等研修推進事業補助金に係る野菜若しくは花きに関する退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」とする。</p>

掲げる事業については、第3条の規定にかかわらず、同日前に交付決定された同表の右欄に定める補助金に係る当該事業を実施する市町村に当該補助金を交付する。

退職後継者等研修推進事業	退職後継者等研修推進事業補助金
果樹園規模拡大等推進事業	果樹園規模拡大等推進事業補助金
果樹作業受託推進事業	果樹作業受託推進事業補助金

5 略

6 略

6 略

7 略

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県漁港管理条例及び鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第34号

鳥取県漁港管理条例及び鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第1条 鳥取県漁港管理条例(昭和34年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(占有等の許可)</p> <p>第12条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の占有の期間は、1月(工作物の設置を目的とする占有にあつては、<u>5年</u>)を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>	<p>(占有等の許可)</p> <p>第12条 甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の占有の期間は、1月(工作物の設置を目的とする占有にあつては<u>3年</u>)を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。</p>

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第2条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用期間)</p> <p>第4条 港湾施設の使用期間は、1年以内(港湾施設用地に<u>工作物</u>を設置する場合にあっては、5年以内)とする。ただし、期間の更新を妨げない。</p> <p>別表第2(第12条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>備考</p> <p>1 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1の備考1に規定する第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 別表第1の備考4及び5の規定は、占用料等の額について準用する。</p>	<p>(使用期間)</p> <p>第4条 港湾施設の使用期間は、1年以内(港湾施設用地に<u>建物</u>を設置する場合にあっては、5年以内)とする。ただし、期間の更新を妨げない。</p> <p>別表第2(第13条関係)</p> <p>1及び2 略</p> <p>備考</p> <p>1 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1の備考2に規定する第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 別表第1の備考5及び6の規定は、占用料等の額について準用する。</p>

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

